資料編

那覇市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（障害物の伐除又は試掘等の許可の申請等）

第2条　法第6条第1項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可を受けようとする者は、障害物の伐除・土地の試掘等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、法第6条第1項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可をしたときは、障害物の伐除・土地の試掘等許可証を前項の申請書を提出した者に交付するものとする。

（身分証明書）

第3条　法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書は、身分証明書とする。

（許可申請書の添付書類）

第4条　次の各号に掲げる書類は、当該各号に定めるものとする。

(1)　省令第7条第1項第5号に掲げる書類　設計者の資格に関する申告書

(2)　省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に掲げる書類　権利者一覧表及び同意書

(3)　省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に掲げる書類　周知措置報告書

2　省令第7条第1項第12号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　工事の施行に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し

(2)　工事の施行区域内の土地の登記事項証明書

(3)　工事主の資力及び信用に関する申告書

(4)　工事施行者の能力に関する申告書

(5)　排水施設の設計に係る書類（排水施設を設置する場合に限る。）

(6)　工事の施行区域内の土地の求積図

(7)　擁壁の展開図（擁壁を設置する場合に限る。）

(8)　その他市長が必要と認める書類

3　省令第7条第2項第10号の規則で定める書類は、前項第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げる書類とする。

（不許可の通知）

第5条　法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、不許可通知書によるものとする。

（省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値）

第6条　省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

（宅地造成等に関する工事に係る協議）

第7条　法第15条第1項に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る協議の申出をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書を市長に提出しなければならない。

2　法15条第1項に規定する土石の堆積に関する工事に係る協議の申出をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書を市長に提出しなければならない。

3　市長は、前2項の協議の申出をした者に対し、当該協議が成立したときは協議成立通知書を、成立しなかったときはその旨を通知する文書を交付するものとする。

（工事着手の届出）

第8条　法第12条第1項の許可を受けた者（法第15条第1項の規定により、法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届を市長に提出しなければならない。

（工事中止等の届出）

第9条　法第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、速やかに工事中止・再開・廃止届を市長に提出しなければならない。

（工事の計画の変更に係る申請）

第10条　法第16条第1項に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類に工事の計画に係る変更前及び変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2　法第16条第1項に規定する土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る許可を受けようとする者は、省令第37条第2項に規定する書類に工事の計画に係る変更前及び変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第11条　法第16条第2項の規定による届出は、軽微変更届によるものとする。

（工事の計画の変更に係る協議）

第12条　法第16条第3項において準用する法第15条第1項に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る協議の申出をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事計画の変更協議書及び省令第37条第1項に規定する書類（申請書の正本及び副本を除く。）に工事の計画に係る変更前及び変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2　法第16条第3項において準用する法第15条第1項に規定する土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る協議の申出をしようとする者は、土石の堆積に関する工事計画の変更協議書及び省令第37条第2項に規定する書類（申請書の正本及び副本を除く。）に工事の計画に係る変更前及び変更後の内容を明示した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3　第7条第3項の規定は、前2項に規定する協議について準用する。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査）

第13条　法第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた工事に係る土地の分割が可能であってそれぞれが独立して使用に供し得るものであり、かつ、分割によって他の土地の災害防止の支障とならないと認められる場合は、当該工事の一部について法第17条第1項の検査を申請することができる。

2　前項に規定する検査を受けようとする者は、一部完了検査申請書に次に掲げる図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　当該検査に係る土地の平面図

(2)　施行状況を確認することができる写真

(3)　その他市長が必要と認める書類

3　市長は、法第17条第1項の検査の結果、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第13条第1項の規定に適合していると認めたときは、一部検査済証を交付するものとする。

(定期の報告)

第14条　法第19条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書によるものとする。

2　法第19条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書によるものとする。

(工事の届出書の添付書類)

第15条　法第21条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出をしようとする者は、省令第52条第1項の届出書に同条第2項の表に掲げる図面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2　法第21条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の届出をしようとする者は、省令第52条第3項の届出書に同条第4項の表に掲げる図面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3　法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、省令第55条の届出書に当該届出に係る土地の位置図、平面図、断面図、詳細図その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(届出工事の変更の届出)

第16条　法第21条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ宅地造成等に関する届出工事の変更届を市長に提出しなければならない。

2　法第21条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ擁壁等に関する届出工事の変更届を市長に提出しなければならない。

(届出工事の中止等の届出)

第17条　法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出をした工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、速やかに工事中止・再開・廃止届を市長に提出しなければならない。

(届出工事の完了の届出)

第18条　法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに届出工事の完了届を市長に提出しなければならない。

（書面の交付申請）

第19条　省令第88条の規定により書面の交付を求めようとする者は、証明申請書を市長に提出しなければならない。

（申請又は申出の取下げ）

第20条　次に掲げる申請又は申出の取下げをしようとする者は、取下げ届を市長に提出しなければならない。

(1)　法第12条第1項又は第16条第1項の許可の申請

(2)　法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の協議の申出

(3)　省令第88条の書面の交付の申請

（申請書等の部数）

第21条　法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する次に掲げる申請書又は協議書並びにこれらに添付する図書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(1)　省令第7条第1項の申請書

(2)　省令第7条第2項の申請書

(3)　省令第37条第1項の申請書

(4)　省令第37条第2項の申請書

(5)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

(6)　土石の堆積に関する工事の協議書

(7)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事計画の変更協議書

(8)　土石の堆積に関する工事計画の変更協議書

(9)　証明申請書

2　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に提出部数を指示することができる。

（様式）

第22条　この規則の施行に関し必要な文書の様式は、別に定める。

（補則）

第23条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

要綱様式一覧

様式第４号（細則第４条関係）　設計者の資格に関する申告書
様式第５号（細則第４条関係）　権利者一覧表
様式第６号（細則第４条関係）　同意書
様式第７号（細則第４条関係）　周知措置報告書
様式第８号（細則第４条関係）　工事主の資力及び信用に関する申告書
様式第９号（細則第４条関係）　工事施行者の能力に関する申告書
様式第11号（細則第７条関係）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書
様式第12号（細則第７条関係）　土石の堆積に関する工事の協議書
様式第14号（細則第８条関係）　工事着手届
様式第15号（細則第９条関係）　工事中止・再開・廃止届
様式第16号（細則第11条関係）　軽微変更届
様式第17号（細則第12条関係）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書
様式第18号（細則第12条関係）　土石の堆積に関する工事の変更協議書
様式第19号（細則第13条関係）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書
様式第21号（細則第15条関係）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
様式第22号（細則第15条関係）　土石の堆積に関する工事の定期報告書
様式第23号（細則第16条関係）　宅地造成等に関する届出工事の変更届
様式第24号（細則第16条関係）　擁壁等に関する届出工事の変更届
様式第25号（細則第17条関係）　届出工事中止・再開・廃止届
様式第26号（細則第18条関係）　届出工事の完了届
様式第27号（細則第19条関係）　証明申請書
様式第28号（細則第20条関係）　取下げ届

〈参考様式〉
参考様式第１号　委任状
参考様式第２号　誓約書
参考様式第３号　新旧対照表
参考様式第４号　自己申告シート
参考様式第５号　盛土規制法許可不要工事一覧
参考様式第６号　事前相談表

要綱様式第４号（規格Ａ４）（細則第４条関係）

設計者の資格に関する申告書

年　月　日

那覇市長　宛

設計者　住　所
氏　名
生年月日
電話番号

次のとおり申告します。

資格該当条項等	概要	○印欄	添付書類等
政令第二十二条第一号	大学等卒業者（土木又は建築）で、土木又は建築技術経験二年以上		卒業証明書 実務経験証明書
政令第二十二条第二号	三年課程短期大学卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験三年以上		卒業証明書 実務経験証明書
政令第二十二条第三号	短期大学又は高等専門学校等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験四年以上		卒業証明書 実務経験証明書
政令第二十二条第四号	高等学校又は中等教育学校等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験七年以上		卒業証明書 実務経験証明書
政令第二十二条第五号			
省令第三十五条第一号	土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第十九条第一号ト に規定する講習を修了した者		宅地造成技術講習会修了証書
省令第三十五条第二号			
告示第一号	大学院又は専攻科等一年以上在学者（土木又は建築）で、土木又は建築技術経験一年以上		在学期間を証明する書類
告示第二号	技術士法第二次試験のうち以下の技術部門合格者 ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業農村工学」） ・森林部門（選択科目「森林土木」） ・水産部門（選択科目「水産土木」） 旧技術士法第二次試験のうち以下の技術部門合格者 ・林業部門（選択科目「森林土木」） ・農業部門（選択科目「農業土木」）		技術士の資格証明書
告示第三号	一級建築士		一級建築士の資格証明書
告示第四号	その他国土交通大臣が認めた者		

実務経験	会社・団体名および所在地	職名	主な経験の内容	期間
				年　月～　年　月
				年　月～　年　月
				年　月～　年　月
				年　月～　年　月
				年　月～　年　月

注１　申告者の氏名の記載を自署で行う場合においては押印を省略することができる。

２　該当する資格該当条項の○印欄に○を記すこと。

３　資格該当条項ごとに記載されている添付書類を添えること。

４　主な経験の内容の欄には、土木工事又は建築工事の設計、工事監理、施工管理等の技術に関する経験のみを記入すること。

（添付書類）

住民票、個人番号カードの写し（表面のみ、番号を黒塗りしたもの）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、在留カード、特別永住者証明書

要綱様式第５号（規格Ａ４）（細則第４条関係）

権利者一覧表

年　月　日

工事主
住　所
氏　名

権利者一覧表					
土地の所在地及び地番	権利者の氏名又は名称	面積（㎡）	権利の種別	登録簿地目	摘要
計					

注　1　工事主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　権利の種別欄は、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を記入してください。
※質権は、当該土地を占有する不動産質権者に限る。
※その他の使用及び収益を目的とする権利は、永小作権、地役権、採石権
3　共有地等同一物件に権利者が２人以上いる場合は、摘要欄にその旨を記入してください。また、（）書きで持ち分も記入してください。

要綱様式第６号（規格Ａ４）（細則第４条関係）

同意書

権利者　住所

氏名　　印

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第２項第４号の規定に従い工事を行うことに同意します。

土地の所在地及び地番	面積（㎡）	権利の種別	摘要
計			

注　1　同意者に同意した者の本人確認資料として「印鑑証明書」によらない資料を添付した場合には押印を省略することができる。

2　工事主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3　権利の種別欄は、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を記入すること。

※質権は、当該土地を占有する不動産質権者に限る。

※その他の使用及び収益を目的とする権利は、永小作権、地役権、採石権

4　共有地等同一物件に権利者が２人以上いる場合は、摘要欄にその旨を記入すること。また、() 書きで持ち分も記入すること。

5　添付書類

（1）公図等の写し（工事区域を赤線で囲み明示してください）

（2）土地の登記事項証明書

（3）同意者の印鑑登録証明書

要綱様式第７号（規格Ａ４）（細則第４条関係）

周知措置報告書

年　月　日

那覇市長　宛

工事主　住　所
氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条の規定による宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、次のとおり報告します。

工事が施行される土地の所在地及び地番	
周知措置の方法	□ 説明会の開催 □ 書面の配布 □ 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
周知期間 （説明会開催日時）	年　月　日から　　年　月　日まで （　　年　月　日（　）　時　分から　時　分　まで）
説明会会場・参加者数	名称 所在地　　参加者：　　人
配布範囲・掲示場所	
住民からの意見等	

注１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　該当する□の中にレ点を付してください。
３　添付書類
（１）説明会を開催した場合
ア　開催の周知範囲の位置図
イ　開催案内及び結果資料（説明会資料等）
（２）書面を配布した場合
ア　配布範囲の位置図
イ　配布書面
（３）工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合
ア　掲示場所の位置図
イ　掲示状況の写真
ウ　工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの

要綱様式第８号（規格Ａ４）（細則第４条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

年　月　日

那覇市長　宛

工事主住所
氏名

次のとおり申告します。

設立年月日	年　月　日	資本金	千円
法令による登録等			
従業員数	人（うち土木建築関係技術者　人）		
前年度事業量	千円	資産総額	千円
前年度納税額	法人税又は所得税　千円　事業税　千円		
主たる取引金融機関			
工事監理者住所氏名			

	職名	氏名	年令	在社年数	資格、免許、学歴、その他
役員略歴			歳	年	
			歳	年	
			歳	年	
			歳	年	

	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号年月日	着工・完了年月
宅地造成等経歴				㎡	年　月　日 第　号	年　月着工 年　月完了
				㎡	年　月　日 第　号	年　月着工 年　月完了
				㎡	年　月　日 第　号	年　月着工 年　月完了
				㎡	年　月　日 第　号	年　月着工 年　月完了
				㎡	年　月　日 第　号	年　月着工 年　月完了

注１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。

３　添付書類

・資金計画書（国様式　様式第三）

・預金残高証明書

・資金借入又は融資証明書

・工事主が以下の点に該当しないことを誓約する書類（工事主が法人の場合にあっては、役員全員について記載すること）

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　法（宅地造成及び特定盛土等規制法を含む。以下同じ。）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条、第１６条、第３０条又は第３５条の許可が取り消され、その取り消しの日から５年を経過しない者

・工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）等に該当しないことを誓約する書類（工事主が法人の場合にあっては、役員全員について記載すること）

・工事主が個人の場合にあっては、以下の書類

イ　所得税の納税証明書（その１）（直前１年分）

・工事主が法人の場合にあっては、以下の書類

イ　法人税の納税証明書（その１）（直前１年分）

ロ　貸借対照表、損益計算書、株主（社員資本等変動計算書及び個別注記表（直前１年分）

※納税証明書は、法人税又は所得税の納税証明書と、市税の未納なし証明書の両方を添付すること。

要綱様式第９号（規格Ａ４）（細則第４条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年　月　日

那覇市長　宛

工事施行者　住所
氏名

次のとおり申告します。

許可申請者氏名				
工事をする土地の所在地及び地番				
設立年月日	年　月　日	資本金	千円	
法令による登録等				
従業員数	事務	技術	労務	計
	人	人	人	人
前年度納税額	法人税又は所得税　千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関				
建設業法第26条による主任技術者住所氏名				

技術者略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格免許学歴その他
			歳	年	
			歳	年	
			歳	年	
			歳	年	

宅地造成工事等施行経歴	工事名	工事施行社名	工事施行場所	面積	許認可番号・年月日	完成年月
				m^2	年　月　日 第　号	年　月
				m^2	年　月　日 第　号	年　月
				m^2	年　月　日 第　号	年　月
				m^2	年　月　日 第　号	年　月
				m^2	年　月　日 第　号	年　月

注１　工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。

３　添付書類（法人の場合）

- 登記事項証明書（原本）
- 建設業許可を受けている場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- 工事を指揮・監督する技術者の資格証明書など
- 業務経歴を証する書類（契約書の写し等）
- 前年度分の納税証明書

（個人の場合）

- 氏名及び住所を証する書類（様式第４号の添付書類を参照）
- 工事を指揮・監督する技術者の資格証明書など
- 業務経歴を証する書類（契約書の写し等）
- 前年度分の納税証明書

要綱様式第11号（規格Ａ４）（細則第７条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

年　　月　　日

那覇市長　宛

協議者　住　所
氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第１項の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、 経度：　度　分　秒）			
5	土地の面積	m^2			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当　有・無			
10 工事の概要	ア　盛土又は切土の高さ	m			
	イ　盛土又は切土をする土地の面積	m^2			
	ウ　盛土又は切土の土量	切土	m^3		
		盛土	m^3		
	エ　擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ　崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	カ　排水施設	番　号	種　　類	内　法　寸　法	延　　長
				cm	m

	キ　崖面の保護の方法	
	ク　崖面以外の地表面の保護の方法	
	ケ　工事中の危険防止のための措置	
	コ　その他の措置	
	サ　工事着手予定年月日	年　月　日
	シ　工事完了予定年月日	年　月　日
	ス　工程の概要	
11　その他必要な事項		

※受付欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年　月　日		年　月　日
第　号		第　号
担当名		担当名

注1　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　※印のある欄は記入しない。
3　2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
4　3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
5　4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
6　8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
7　9欄は、渓流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
8　11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

添付書類
・省令第7条第1項各号（第8号及び第9号を除く）に掲げる書類
・細則第4条第2項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる書類

要綱様式第12号（規格Ａ４）（細則第７条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

年　　月　　日

那覇市長　宛

協議者　住　所
氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第１項の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度：　　度　　分　　秒、 経度：　　度　　分　　秒）	
5	土地の面積	㎡	
6	工事の目的		
7 工事の概要	ア　土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ　土石の堆積を行う土地の面積	㎡	
	ウ　土石の堆積の最大堆積土量	㎥	
	エ　土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ　勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	カ　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ　空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク　雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ　工事中の危険防止のための措置		

	サ　その他の措置	
	シ　工事着手予定年月日	年　月　日
	ス　工事完了予定年月日	年　月　日
	セ　工程の概要	
8　その他必要な事項		
※受付欄		※協議に当たって付した条件

注1　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　※印のある欄は記入しない。
3　3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
4　4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
5　7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
6　8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

添付書類
・省令第7条第2項各号（第6号及び第7号を除く）に掲げる書類
・細則第5条第2項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる書類

要綱様式第14号（規格Ａ４）（細則第８条関係）

工事着手届

年　　月　　日

那覇市長　　宛

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項の規定により許可を受けたので、以下のとおり工事の着手の届出をします。

1　許可番号	年　　月　　日　那覇市指令ま建指第　　号
2　工事着手年月日	年　　月　　日
3　工事完了予定年月日	年　　月　　日
4　工事施行者の住所・氏名 （法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
5　現場管理者の氏名及び連絡先	

注１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

・標識の設置状況を明らかにする写真
・工事の工程を示す書類
・緊急時連絡体制表
・防災計画書（１ha以上のものに限る）

要綱様式第15号（規格Ａ４）（細則第９条関係）

工事中止・再開・廃止届

年　　月　　日

那覇市長　宛

届出者　住　所
氏　名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等に関する工事を中止（再開・廃止）したいので届け出ます。

記

1　許可年月日及び番号	年　月　日 那覇市指令ま建指第　　号 （最初に届け出た年月日　　年　　月　　日）
2　工事を（中止）している土地の所在及び地番	
3　工事を中止（再開・廃止）しようとする理由	
4　工事進捗状況及び防災・安全対策措置の施行状況について	
5　中止（廃止）後の責任者の職氏名・住所・連絡先について	
6　工事の中止（廃止）の完了時期	年　　月　　日

注１　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　１欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
３　４欄は、中止・廃止後も災害が生じないよう措置を取った状況を記載すること。
４　工事の中止期間においても、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第１項の規定による報告は必要です。
５　工事の中止・再開・廃止については、不要な文字を線で消すこと。

添付書類

・緊急時連絡体制表
・現況平面図、現況断面図、防災措置平面図、防災措置詳細図
・着工前と廃止時の全景写真
・着工箇所の施工写真
・防災措置の施工写真
・（廃止時）許可証（原本）　※変更許可証含む

要綱様式第16号（規格Ａ４）（細則第11条関係）

軽微変更届

年　　月　　日

那覇市長　宛

届出者　住　所
氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第２項の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

１　工事の許可番号　　令和　　年　　月　　日　那覇市指令ま建指第　　号

２　土地の所在及び地番

３　変更に係る事項

事項	変更前	変更後

４　変更の理由

注１　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　不要な文字は、横線で消すこと。
３　内容が変更される書類、変更の内容を証明する書類を添付すること。

要綱様式第17号（規格Ａ４）（細則第12条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

年　　月　　日

那覇市長　宛

協議者　住　所
氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第３項において準用する第15条第１項の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当　有・無			
10 工事の概要	ア　盛土又は切土の高さ	m			
	イ　盛土又は切土をする土地の面積	㎡			
	ウ　盛土又は切土の土量	切土	㎥		
		盛土	㎥		
	エ　擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ　崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	カ　排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m

要綱様式第18号（規格Ａ４）（細則第12条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

年　　月　　日

那覇市長　宛

協議者　住　所
氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第３項において準用する第15条第１項の規定により変更協議します。

1　工事主の住所及び氏名			
2　設計者の住所及び氏名			
3　工事施行者の住所及び氏名			
4　土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）		（緯度：　　度　　分　　秒、 経度：　　度　　分　　秒）	
5　土地の面積		㎡	
6　工事の目的			
7　工事の概要	ア　土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ　土石の堆積を行う土地の面積	㎡	
	ウ　土石の堆積の最大堆積土量	㎥	
	エ　土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ　勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	カ　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ　空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク　雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ　工事中の危険防止のための措置		

要綱様式第19号様式（規格Ａ４）（細則第13条関係）

一部完了検査申請書

年　　月　　日

那覇市長　宛

工事主　住所
氏名
（法人にあっては，その事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

那覇市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第13条第1項の規定による検査を申請します。

1	工事の一部完了年月日	年　　月　　日
2	許可番号	第　　号
3	許可年月日	年　　月　　日
4	工事が一部完了した土地の所在地及び地番	
5	工事施行者の住所及び氏名	
6	工事一部完了地の面積	
7	申請の理由	
8	工事完了箇所図	別紙のとおり
9	備考	

注1　5欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

要綱様式第21号（規格Ａ４）（細則第14条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年　　月　　日

那覇市長　宛

工事主　住　所
氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第１項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1　工事主の住所及び氏名				
2　工事が施行される土地の所在地				
3　工事の許可年月日及び許可番号	年　月　日 那覇市指令ま建指第　　号			
4　報　告　年　月　日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
5　報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6　報告の時点における盛土又は切土の面積	㎡	㎡	㎡	㎡
7　報告の時点における盛土又は切土の土量	㎥	㎥	㎥	㎥
8　報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

注　1　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　2　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
　　3　報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに８欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

要綱様式第22号（規格Ａ４）（細則第14条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年　　月　　日

那覇市長　宛

工事主　住　所
氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第１項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の所在地				
3	工事の許可年月日及び許可番号	年　月　日 那覇市指令ま建指第　　号			
4	報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
5	報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における土石の堆積の面積	m^2	m^2	m^2	m^2
7	報告の時点における土石の堆積の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
8	前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m^3	m^3	m^3	m^3

注　1　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　2　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
　　3　報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

要綱様式第23号（規格Ａ４）（細則第16条関係）

宅地造成等に関する届出工事の変更届

年　　月　　日

那覇市長　　宛

届出者　住所
　　氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第１項の規定により届け出た下記の工事について、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

１　最初に届け出た年月日	年　　月　　日
２　工事をしている土地の所在地及び地番	
３　工事をしている土地の面積	平方メートル
４　工事の種類	
５　変更事項	
６　変更理由	

注　１　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２　届出書に添付した書類のうち、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに、新旧対照図を添付して提出すること。

要綱様式第24号（規格Ａ４）（細則第16条関係）

擁壁等に関する届出工事の変更届

年　　月　　日

那覇市長　　宛

届出者　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第３項の規定により届け出た擁壁等に関する工事を次のとおり変更したいので，届け出ます。

1　最初に届け出た年月日	年　　月　　日
2　工事をしている土地の所在地及び地番	
3　行おうとする工事の種類及び内容	
4　変更事項	
5　変更理由	

注　1　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　2　届出書に添付した書類のうち、計画の変更に伴いその内容が変更されるものに、新旧対照図を添付して提出すること。

要綱様式第25号（規格Ａ４）（細則第17条関係）

届出工事中止・再開・廃止届

年　　月　　日

那覇市長　宛

届出者　住　所
氏　名

下記のとおり、宅地造成又は特定盛土等規制法 { 第21条第1項 / 第21条第3項 } に関する工事を中止（再開・廃止）したいので届け出ます。

記

1　届出日	年　月　日
2　工事を（中止）している土地の所在及び地番	
3　工事を中止（再開・廃止）しようとする理由	
4　工事進捗状況及び防災・安全対策措置の施行状況について	
5　中止（廃止）後の責任者の職氏名・住所・連絡先について	
6　工事の中止（廃止）の完了時期	年　月　日

注1　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　1欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
3　4欄は、中止・廃止後も災害が生じないよう措置を取った状況を記載すること。
4　工事の中止・再開・廃止については、不要な文字を線で消すこと。

添付書類

・緊急時連絡体制表
・現況平面図、現況断面図、防災措置平面図、防災措置詳細図
・着工前と廃止時の全景写真
・着工箇所の施工写真
・防災措置の施工写真

要綱様式第26号（規格Ａ４）（細則第18条関係）

届出工事の完了届

年　　月　　日

那覇市長　　宛

届出者　住所
氏名
（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第１項・第３項の規定により届け出た工事が完了したので，那覇市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　工事完了年月日	年　月　日
2　届出年月日	年　月　日
3　工事の種類	
4　工事をした土地の所在地及び地番	
5　工事施行者の住所及び氏名	
6　備考	

注１　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　５欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

添付書類

・土地の平面図（縮尺500分の１以上のもの）
・工事の施工状況を確認することができる写真
・その他知事が必要と認める図面等

要綱様式第27号（細則第19条関係）

証明申請書

年　　月　　日

那覇市長　　宛

申請者　住　所
（所在地）
氏　名
（名称及び代表者氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第８８条の規定により、以下の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることの証明を申請します。

1	申　請　目　的	□建築基準法第６条第１項（同法第８８条第１項又は第２項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付 □建築基準法第６条の２第１項（同法第８８条第１項又は第２項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付 □畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第３条第１項（同法第４条第１項の変更の認定を含む。）の認定
2	工事をしている土地の所在地及び地番	
3	工　事　主　住　所　氏　名	
4	許　可　年　月　日 及　び　許　可　番　号	令和　　年　　月　　日　　指令第　　号
5	添　付　書　類 （建　築　計　画　の　概　要）	□位置図 □土地の平面図 □地図の写し □その他（　　）

※　　那ま建指第　　号
令和　　年　　月　　日

適合証明書

上記の計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法第　　条第　　項に適合していることを証明します。

那覇市長　　印

注　1　※印のある欄は記入しない。
　　2　４欄は、当該土地に係る宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく全ての許可（当初許可及び変更許可）について記載すること。

要綱様式第 28 号（細則第 20 条関係）

取下げ届

年　月　日

那覇市長　宛

工事主　住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

那覇市宅地造成及び特定盛土等規制施行細則第 20 条の規定により届け出ます。

1 申請年月日	年　月　日　号
2 土地の所在地及び地番	
3 取下げ理由	

参考様式１

委　任　状

住所

氏名

（TEL　　－　　－　　）

上記の者を私の代理人と定め，次の行為を委任します。

1　許可申請書の提出

2　関係機関との協議

3　許可通知書の受理

4　検査済証の受理

地名・地番	
工事面積	㎡

年　　月　　日

住所
申請者
氏名
（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

注　工事面積欄には「盛土又は切土をする土地の面積」又は「土石の堆積を行う土地の面積」を記入すること。

参考様式2

年　月　日

誓　約　書

那覇市長　様

申請者

住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

私は、（ 宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積 ）に関する工事の許可申請に当たり、次の各項目について、誓約します。

	項　目	チェック欄
①	許可を受けようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）に該当しない。	
②	許可を受けようとする者が法人等である場合、その役員又は構成員が暴力団員等に該当しない。	
③	許可を受けようとする者（法人等の場合は、その役員又は構成員を含む。）は、暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しない。	
④	許可を受けようとする者（法人等を含む。以下同じ。）は、破産手続開始の決定を受けて、復権を得ていない者に該当しない。	
⑤	許可を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律191号。以下「法」という。）又は、法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終了していない又は執行猶予期間である者に該当しない。	
⑥	許可を受けようとする者は、法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令又はこれらの法令に基づく処分に違反している者に該当しない。	
⑦		

（注）1　①欄から⑥欄までは、該当するチェック欄にレ印を記入すること。
2　⑦欄は、次のいずれかに該当する場合にその詳細を記入すること。
(1) ⑥欄のチェック欄にレ印を記入しない場合
(2) 法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令に基づく指導を受け、現在対応を求められ、又は対応している場合
3　この様式に記入した個人情報等については、他の行政機関への照会に使用することがある。
4　不要な文字は、横線で消すこと。

参考様式３

新旧対照表

年　　月　　日

那覇市長　宛

届出者　住　所
氏　名

１　変更に係る事項

項番	事項	変更前	変更後
1			
2			
3			

２　変更の理由

注１　法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
注２　必要に応じ表の行を継ぎ足すこと。

参考様式4　　【建築確認申請用】自己申告シート令和8年10月1日版

那覇市盛土規制法の許可・届出の要否に係る自己申告シート（法12条許可、法21条1項届出関係）

作成日：　　年　月　日

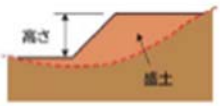
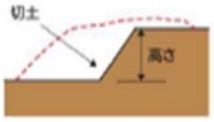
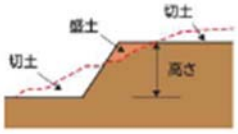
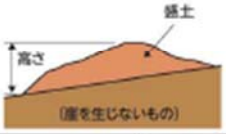
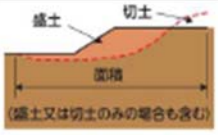
建築主事・確認審査機関　宛て

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申告します。この書類の記載事項は、事実に相違ありません。

建築主	住所		氏名	
申請地	地名地番			
作成者	設計事務所名		作成者名	

※本シートは明らかに許可が不要な場合に利用するものではありますが、確認審査機関から許可不要の証明書を求められる場合があります。
※盛土規制法の許可に関する規定は、建築基準関係規定になっているため、建築物の設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、建築確認申請書に本シートを添付していください。
※盛土規制法の許可対象となる宅地造成等がない場合、建築物の設計者の責任において、建築確認申請書および建築計画概要書の配置図に、「盛土規制法の許可対象となる宅地造成等の工事無し」の旨を記載してください。
※確認済証交付後、現場で行われる宅地造成等が、この記載と異なり、盛土規制法における許可が必要であることが明らかになった場合、設計者等は速やかに那覇市建築指導課と調整の上、建築確認申請先にご連絡ください。

規制区域	■宅地造成等工事規制区域（宅造区域） □那覇市外の区域にまたがる ※那覇市と那覇市外の区域にまたがる場合は、那覇市建築指導課にご相談ください。

チェック項目		宅地造成の内容	要否判断基準 法12条許可	要否判断基準 21条1項届出法	チェック欄	
①	盛土又は切土の高さ ※崖が生じるもの	最大の盛土の高さ 	宅造区域 1m超	1m超	□あり	□なし
②		最大の切土の高さ 			□あり	□なし
③		同時に行う 盛土及び切土の高さ （①②に該当しないもの） 		2m超	□あり	□なし
④		盛土の高さ （①③に該当しないもの） 			□あり	□なし
⑤		盛土又は切土をする土地の合計面積 （①～④に該当しないもの） ※盛土又は切土をする部分が擁高差50cm以下である場合は除く 	宅造区域 500㎡超	500㎡超	□あり	□なし

※「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
※整地・地均し、基礎工事のための掘削・埋め戻し等は該当しません。

1つ以上「あり」に該当する場合

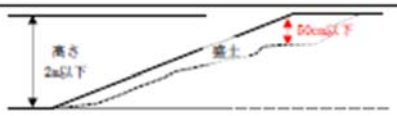
全て「なし」に該当する場合

【申告欄】

建築確認申請に係る上記申請地における盛土規制法の許可・届出手続きの要否について、下記の通り申告します。

許可・届出が不要な場合	□	令和8年度9月30日以前に造成が済んだ既存盛土に該当しますので、手続きは不要。
	□	令和8年度10月1日以降に許可に該当する造成工事はありませんので、手続きは不要。
許可・届出が必要な場合	□	今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、盛土規制法第12条の許可証の写しを確認申請書に添付する。
	□	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、盛土規制法第21条1項届出（受領印あり）の写しを添付する。
造成等はあるが許可・届出が不要な場合	□	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、都市計画法第29条1項、2項の許可を受けている造成行為のため、盛土規制法の許可は不要です。
	□	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、参考様式5「盛土規制法許可不要工事一覧（　　）」のため、盛土規制法の許可は不要です。

参考様式５

□ 以下の公共用施設用地に該当する→**「適用除外」**	
法第２条	□道路、□公園、□河川
	□砂防設備、□地すべり防止施設、□海岸保全施設、□津波防護施設、□港湾施設、□漁港施設、□飛行場、□航空保安施設、□鉄道、□軌道、□索道、□無軌条電車の用に供する施設
	国又は地方公共団体が管理する□学校、□運動場、□墓地
規則第１条	□雨水貯留浸透施設、□農業用ため池、 □防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第２条第２項に規定する防衛施設
	国又は地方公共団体が管理する□緑地、□広場、□廃棄物処理施設、□水道、□下水道、 □営農飲雑用水施設、□水産飲雑用水施設、□農業集落排水施設、□漁業集落排水施設、 □林地荒廃防止施設、□急傾斜地崩壊防止施設
□ 以下の宅地造成に伴う災害の発生のおそれがないと求められる工事等に該当する→**「許可不要」**	
政令第５条	□**鉱山保安法**第 13 条第１項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 39 条第１項若しくは第 48 条第１項若しくは第２項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□**鉱業法**第 63 条第１項の規定による届出をし、又は同法第２項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の２第１項若しくは第２項の規定による許可を受けた者（同法第 63 条の３の規定により同法第 63 条の２第１項又は第２項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は許可に係る施業案の実施に係る工事
	□**採石法**第 33 条若しくは第 33 条の５第１項の規定による許可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□**砂利採取法**第 16 条若しくは第 20 条第１項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
省令第８条	□**土地改良法**第２条第２項に規定する土地改良事業。同法第 15 条第２項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
	□**火薬取締法**第３条若しくは第 10 条第１項の許可を受け、若しくは同条第２項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第１項の許可を受け、若しくは同条第２項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第１項の認可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□**家畜伝染予防法**第 21 条第１項若しくは第４項（同法第 46 条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第１項若しくは第３項（同法第 46 条第１項の規定に読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
	□**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**第７条第６項若しくは第 14 条第６項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第８条第１項、第９条第１項、第 15 条第１項若しくは第 15 条の２の６第１項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□**土壌汚染対策法**第 16 条第１項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第１項若しくは第 23 条第１項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□**森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事**
	□**国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事** イ　地方住宅供給公社 ロ　土地開発公社 ハ　日本下水道事業団 ニ　独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構 ホ　独立行政法人水資源機構 ヘ　独立行政法人都市再生機構
	□**宅地造成又は特定盛土等に関する工事**のうち、**高さが 2m以下**であって盛土又は切土をする前後の地盤面の**標高の差が 50ｃｍを超えない盛土又は切土**をするもの 
	次に掲げる土石の堆積に関する工事 □政令第４条第１項の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの □政令第４条第１項の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 50ｃｍを超えないもの □工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

参考様式6

事 前 相 談 表

那覇市建築指導課 宛

相談年月日：　　年　　月　　日　　担当者：

相 談 者 ：　　Ｔｅｌ ：

住　所　：

申 請 者 ：　　Ｔｅｌ ：

住　所　：

相談場所：　　□他市町にまたがる

関係法令：

□都市計画法開発許可対象※　（　　）

□建築基準法確認申請対象　（建築物、工作物の有無等記入　　）

□森林法林地開発許可対象　（　　）

□その他関係法令など　（　　）

※都市計画法開発許可が不要な場合でも、盛土規制法と対象となる場合があります

添付図面　□位置図　□土地現況写真　□土地平面図　□土地利用計画図　□土地縦横断図　□造成計画図
□造成計画縦横断図　□公図の写し　□土地登記簿謄本
□その他（　　）

関係法令　※主な許可不要関係法令「許可不要工事一覧」も参作用ください

□鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置工事等）

□採石法に基づく岩石の採取等（認可を受けた採石計画に係る工事等）

□土地改良法に基づく土地改良事業、土地改良事業に準ずる事業

□俳句物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理の処分等

□その他関係法令など（　　）

相談事項：

相談内容：　※なるべく具体的に記入してください

用途：○○　　工期：○年○月頃から○年○月頃までの予定

盛土の最大高さ：○○m　　切土の最大高さ：○○m　　盛土・切土の面積○○㎡

※朱書きは記入例となりますので、削除して記入してください